

令和3年第6回教育委員会定例会議事録

令和3年6月8日

東久留米市教育委員会

令和3年第6回教育委員会定例会

令和3年6月8日(火) 午前9時44分開会

市役所7階 703会議室

- 議題 第1 議案第17号 東久留米市教育委員会公印規程の一部改正に係る教育長の臨時代理の承認について
- 第2 議案第18号 中学校用教科用図書採択における予備費充用に係る教育長の臨時代理の承認について
- 第3 教育長報告
- ① 令和4年度使用東久留米市立中学校用教科用図書採択の日程について
 - ② 令和3年第2回市議会定例会について
 - ③ 学力定着度調査の分析結果について
 - ④ その他
- 第4 教育委員報告
- ① 市立西中学校ハンドボール部全国大会出場報告会について
 - ② ICT教育について
 - ③ その他
-

出席者(5人)

教 育 長	土 屋 健 治
委 員	宮 下 英 雄
(教育長職務代理者)	
委 員	尾 関 謙 一 郎
委 員	細 田 初 雄
委 員	馬 場 そ わ か

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	山 下 一 美
指 導 室 長	椿 田 克 之
教 育 総 務 課 長	栗 岡 直 也
学 務 課 長	白 土 和 巳
生 涯 学 習 課 長	板 倉 正 弥
図 書 館 長	島 崎 律 照
主幹・統括指導主事	今 野 稔 恵

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長	鳥 越 富 貴
-----------	---------

傍聴者 6人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前9時44分)

- 土屋教育長 これより令和3年第6回教育委員会定例会を開会します。
委員は全員出席ですので、会議は成立しています。
-

◎議事録署名委員の指名

- 土屋教育長 議事録の署名に入ります。本日の議事録の署名は細田委員にお願いします。
○細田教育委員 はい。
-

◎会議の進め方

- 土屋教育長 これより公開の会議に入ります。
-

◎傍聴について

- 土屋教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。
○鳥越庶務係長 いらっしゃいます。
○土屋教育長 お入りいただきます。

(傍聴者入室)

傍聴の方にお知らせします。新型コロナウイルス感染症対策のため、傍聴席の間隔をできるだけ空けていること、窓と扉を開けて換気を行うなど行っていますが、マスクをしていただくなどの個々の対応もおとりいただきますようお願いいたします。また、資料については、お入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

◎議事録の承認

- 土屋教育長 議事録の承認に入ります。5月10日に開催した第5回定例会についてご確認をいただきました。馬場委員から訂正のご連絡をいただきましたが他はよろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)

異議なしと認め、議事録は承認されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 土屋教育長 日程第1、「議案第17号 東久留米市教育委員会公印規程の一部改正に係る教育長の臨時代理の承認について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
○山下教育部長 「議案第17号 東久留米市教育委員会公印規程の一部改正に係る教育長の臨時代理の承認について」、本日、令和3年6月8日、議案を提出するものです。
提案理由ですが、令和3年4月1日から文書管理システムが導入されたことにより、教育委員会の関係規定の整備を教育長が臨時代理を行ったことについて報告し、承認を求める必要があるためです。詳しくは教育総務課長から説明します。
○栗岡教育総務課長 議案第17号について補足説明をします。まずは教育委員会事務委任規則について説明します。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第25条第2項により、教育長に委任することができない事務が規定されており、二に「教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること」とあります。しかし、緊急で事務処理をする場合も認められており、第3項に、教育長は臨時に代理した事務の執行状況を教育委員会に報告しなければならないとあります。

これを受けまして、教育委員会事務委任規則第3条において、緊急その他やむを得ない事情があるときは教育長がその事務を臨時に代理することができる。第4条の2で、事務を臨時に代理したときはその旨を次の教員委員会に報告し、その承認を求めなければならないと規定しています。

これにより、5月12日付で教育長が臨時代理で処理しました東久留米市教育委員会の公印規程の一部改正についてご承認いただきたく、本日付議するものです。

続きまして、3枚目の新旧対照表を御覧ください。教育委員会の公印の使用に關しましては、これまでも市の公印規程に準じて規定を定めてきましたが、令和3年4月1日から文書管理システムが導入されたことにより、市の公印規程に準じて改正するものです。なお、市の公印管理規程の改正内容がここで確定したことにより、教育委員会でも速やかに規定を改正する必要があったため、臨時代理を行いました。

○土屋教育長 ご質問はありますか。よろしいでしょうか。

なければ、質疑は終わり、議案第17号の討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略と認めます。以上で議案第17号に係る討論を終わります。

これより採決に入ります。「議案第17号 東久留米市教育委員会公印規程の一部改正に係る教育長の職務代理の承認について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第17号は承認することに決しました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○土屋教育長 日程第2、「議案第18号 中学校用教科用図書採択における予備費充用に係る教育長の臨時代理の承認について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○山下教育部長 「議案第18号 中学校用教科用図書採択における予備費充用に係る教育長の臨時代理の承認について」、本日、令和3年6月8日、議案を提出するものです。

提案理由ですが、東久留米市立中学校にて令和4年度から使用する社会科・歴史的分野の教科書について採択替えを行うため、教科書選定調査委員会を急遽開催する必要があり、予備費充用について教育長が臨時代理を行ったことについて報告し、承認を求める必要があるためです。詳しくは指導室長から説明します。

○椿田指導室長 議案第18号について補足説明します。資料2枚目の議案添付資料をご覧ください。東久留米市立中学校の教科書については令和2年度に採択されていますが、文部科学省が新たに社会科・歴史的分野の教科書を発行することとなったため、当該種目について、急遽採択替えを行うこととしました。ついては教科書選定調査委員会を開催するため、市民委員等への謝金及び議事録作成の委託費について予備費から充用して実施するためです。

資料の《歳出予算のみに関わるもの》について説明します。教科書採択の委員謝金について報償費として委員長1万1,000円、1名分を4回分としました。教科書選定調査委員会2回と、採択時の説明、事前打ち合わせの4回となります。委員1万円は市民委員2名、地域委員2名の4名分を教科書選定調査委員会2回となります。

事務委託等費としては委員会取材速記委託として、単価2万2,800円を3時間として1回となります。1回としましたのは、第1回目の教科書選定調査委員会が緊急事態宣言期間中となることから書面開催とし、第2回教科書選定調査委員会の1回分となります。

資料の歳入予算をご覧ください。教科書の採択期限については無償措置法施行令第4条第1項の規定により、当該教科書が使用される年度の前年度の8月31日までに行わなければならないため、8月中の教育委員会にて採択ができるようにするために予備費とし、選定調査委員会を早急に開催するため、予備費充用について教育長が臨時代理を行いました。

歳出予算をご覧ください。歳出予算の予算科目の新設についてですが、今年度の予算編成時は教科書採択を予定していなかったため科目を削除しており、予備費を充用するために予算科目を新設しました。説明は以上となります。

3ページ以降の日程については、この後、教育長報告の中で統括指導主事から説明します。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○土屋教育長 説明が終わりました。ご質問はありますか。

なければ、これより議案第18号の討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略と認めます。

以上で、議案第18号に係る討論を終わります。

これより採決に入ります。「議案第18号 中学校用教科用図書採択における予備費充用に係る教育長の臨時代理の承認について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第18号は承認することに決しました。

◎教育長報告

○土屋教育長 日程第3、教育長報告に入ります。議案第18号に関連しますが、「①令和4年度使用東久留米市立中学校用教科用図書採択の日程について」から説明をお願いします。

○椿田指導室長 令和4年度使用東久留米市立中学校用教科用図書採択の日程について報告します。昨年度は令和3年度から6年度使用の中学校全教科の教科用図書の採択を行いました。

今年度は無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて令和2年度と同一の教科書採択しなければならないこととなっていますが、令和4年度使用東久留米市立中学校用社会科・歴史的分野の教科用図書採択を行う必要が生じました。

なお、これとは別に、特別支援学級使用一般図書採択も実施します。

公正かつ円滑に採択事務を進めていきます。詳しくは統括指導主事から説明します。

○今野統括指導主事 中学校については、昨年度に令和3年度から6年度使用の中学校全教科の教科用図書の採択を行いました。令和3年3月30日付に2初教科67号にて、文部科学省初等中等教育局教科書課長から、「令和4年度使用教科書の採択事務処理について(通知)」において、令和3年度においては無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこととなっていますが、今年度、自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うこともできるとの通知がありました。採択替えを行うことができるのは新たに発行されることとなった教科書の種目のみとされて

いることから、このたび、中学校社会科（歴史的分野）の採択替えを行うこととします。

続いて、令和4年度から6年度使用中学校教科用図書採択事務日程をご覧ください。6月1日から選定調査委員の市民公募の受付を開始しました。受付期間は6月10日までとなっています。

続いて、「東久留米市教科用図書採択要綱」をご覧ください。選定調査委員会の第1回は、緊急事態宣言が明けている中での開催予定ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面にて開催することとします。そのため、市民公募の方を含めた選定調査委員、資料作成委員に委嘱状を交付し郵送します。委員会は全2回を予定しています。第2回は会合にて開催します。選定調査委員会の職務や組織については第5（調査委員会の職務）、第6（調査委員会の組織）を後ほどご覧ください。

次に、資料作成委員会についてです。6月25日に第1回資料作成委員会を開催します。資料作成委員会では全2回の委員会を開催します。いずれの回も会合にて開催することを予定しています。資料作成委員会の職務や組織については、第8（資料作成委員会の職務）、第9（資料作成委員会の組織）を後ほどご覧ください。

また、選定調査委員会及び資料作成委員会が教科用図書を研究する際の観点としては、「東久留米市教科用図書採択要綱実施要領」にまとめています。採択の流れについては「第7 その他」で図に示していますので後ほどご覧ください。

また、選定調査委員会、資料作成委員会による作業と並行し、学校の意見、市民の意見をいただく必要があります。そこで、市民の皆様を対象として教科用図書の見本本の展示を市庁舎にて行います。今回は新型コロナウイルス感染症対策として発令されている緊急事態宣言下であって、中央図書館等における展示場所の確保ができないため、本庁舎4階401会議室の1箇所となります。閲覧期間は6月14日から7月2日までの法定期間で定められた14日間の予定です。また、市民の意見は昨年同様、請求があれば開示するようにしますが、意見を記入する際に開示することを承諾された方のものの開示となります。

学校での見本本の閲覧は6月上旬から行います。教育委員の見本本閲覧については6月中旬から7月下旬を予定しています。場所は市庁舎です。

最後に、特別支援学級で使用する教科用図書について説明します。

特別支援学級では当該学年より下の学年の教科用図書を使用したり、一般に流通している図書を使用したりすることで、より日常生活に近い内容で学習を繰り返し行うことが効果的であるとされています。そこで、教科書目録に掲載されている教科書以外の教科用図書を採択することができます。これを「一般図書」と呼び、こちらも採択の対象となっています。なお、令和3年2月25日付文部科学省初等中等教育局教科書課からの事務連絡にて、「一般図書閲覧については、ある一定以上の需要数がある一般図書について、翌年度の出版予定を調査し、一覧にして取りまとめ、毎年送付していましたが、一般図書の採択は児童・生徒の実情に合わせて採択されるべき等との観点から、今回、令和4年度より作成及び送付を行わないこととしました。」とあります。教育委員会では該当する各学校に対して一般図書の採択に当たり、児童・生徒の実態に応じたものを丁寧に選ぶよう周知しています。

教科書採択の公正の確保については、国・都より様々な通知が送付されています。各法令、通知に基づき選定調査委員、資料作成委員の選任については、教科書発行者と関係を有する者が関与することのないように慎重に進めています。また、教科書発行者の過大な宣伝活動に対応することのないよう市立学校に周知しました。

○土屋教育長 何かご質問等がありますか。

- 尾関教育委員 昨年の採択時に調査委員会から調査書が出ていますから、今回は前回の資料をそのまま使うのですか。それとも、もう一度調査委員会が調査するのですか。
- 椿田指導室長 昨年度に中学校の教科書採択を行った際、歴史的分野については7社の出版社を調査しました。それぞれ調査を行って調査書を作成し、1社採択しています。
- 今年度についてですが、昨年の7社については同じ出版社で同じ内容であることから、昨年の調査報告書を使用する予定です。そのため、今回新たに追加された1社である自由社についての調査報告書を作成し、その全体をもって採択を進めていきたいと考えています。
- 宮下教育委員 確認ですが、本市では昨年調査した7社と新しく入ってくる1社を含め、8社のものを同じ土俵の上で検討するということですね。
- 椿田指導室長 はい。採択及び調査の進め方については各自治体に任されていますが、本市としては、国の通知文にある、新たに発行されることとなった教科書の種目のみの採択を行うことができるとあることに鑑み、歴史的分野全体を調査します。については昨年の7社プラス今回の1社、全部で8社の調査書を比較して採択を行いたいと考えています。
- 馬場教育委員 こういうケースは私の任期の中では初めてのことでありますが、これまであったのですか。
- 椿田指導室長 私は過去に教科書採択の作業を5回ほど行った経験がありますが、このようなことは初めてです。
- 馬場教育委員 分かりました。
- 特別支援学級の一般図書について伺います。各学校においては発達段階、教育の課程の手順などを工夫し、丁寧に選択していただくということですが、教育委員が見本本を見ることはないんですよね。これまでの特別支援学級の採択の時のように資料はお任せし、それをもって採択の判断をするということでもいいですか。
- 椿田指導室長 特別支援学級の教科書については、一般図書等の見本がありません。しかし、各学校が選定した教科書が学校にあればそれを借りて、教育委員の皆様にはできるだけ見ていただこうと考えています。
- 土屋教育長 ほかにありますか。
- よろしければ、続いて報告事項の「②令和3年第2回市議会定例会について」の説明をお願いします。
- 山下教育部長 令和3年第2回市議会定例会について報告します。次の資料を用意しています。会期日程表、提出議案の一覧表、一般質問の一覧表、請願付託表と3請願第18号、第19号、第20号、第22号、行政報告一覧、関連してスポーツ健康都市宣言についてです。
- 先ず、会期日程ですが、昨日の6月7日から6月28日までの22日間の会期となりました。一般質問は6月9日から14日まで、総務文教委員会は6月16日となりました。
- 次に、今議会の初日の昨日に議会構成の改選が行われました。議長の選出については議員22人全員の投票による選挙が行われ、その結果、自民クラブの篠宮正明議員が当選されました。続いて副議長の選出について同様に選挙が行われ、日本共産党の永田雅子議員が当選されました。
- 続いて、議長の指名による常任委員の選任が行われ、総務文教委員には自民クラブの野島武夫委員、公明党の阿部利恵子委員、同じく公明党の沢田孝康委員、日本共産党の村山順次郎委員、市民自治フォーラムの間宮美季委員、久留米ハートネットの宮川豊史委員、市民とともに歩む会の中野淳子委員の7人が指名され、互選により、総務文教委員長には沢田孝康委員が、副委員長には村山順次郎委員が選任されました。

次に、提出議案です。初日に、昨日、市長提出議案として追加議案3本を含め、全15議案が上程されました。その中で教育委員会に係る議案は追加議案の1件で、「議案第37号 3.市立下里中学校南校舎棟他大規模改造工事の請負契約の締結について」です。

こちらは入札を行い、落札業者と請負契約を締結するに当たり、予定価格が1億5,000万円以上であるため議会の議決を得るものです。なお、本議案の担当部署は契約事務を所掌する総務部管財課ですので、教育委員会において市長に議案の提出を依頼することにご承認いただく必要のないものです。本議案については昨日審議され可決していますので、契約締結事務に進んでいきます。

次に一般質問についてです。教育委員会に係る質問は21人中15人の議員から通告をいただいています。

次に請願です。教育委員会に係るものは「3請願第18号 小中学校の特別教室のエアコン（冷房）設置を求める請願」「3請願第19号 一人一人の子供を大切に、感染症からも守るために、東久留米市議会が国、東京都に対して「小中学校全学年に35人以下の少人数学級実現を求める意見書を提出すること」を求める請願」「3請願第20号 子供たちを感染症からも守るために東久留米市議会が東京都に対して「オリンピック・パラリンピック競技観戦の中止の意見書を提出すること」を求める請願」「3請願第22号 中学校の全員給食の実施を求める請願」が総務文教委員会に付託されました。

最後に、市長の行政報告です。一覧表にありますように3件について報告されました。その中で、「スポーツ健康都市宣言」については、市民の皆様がスポーツに親しみ、スポーツを楽しむことを通じ、健康で活力に満ちた社会の実現を目指していくことを表明するものです。起草委員会による宣言文は誰にとっても分かりやすくなるよう、柔らかな表現とし、水と緑の魅力を表しつつ、スポーツを通じた健康の大切さを伝えるものとなっています。宣言は7月14日に予定されている本市における東京2020オリンピック競技大会、聖火リレーのミニセレブレーションに続いて行くと、市長から報告がされました。資料は宣言文の案ですが、これは5月14日の庁議で「案」が取れ、決定しているところです。

今後の審議内容、結果等については次回報告します。

○土屋教育長 これについて何かご質問はありますか。

よろしければ、続いて「③学力定着度調査の分析結果について」の説明をお願いします。

○椿田指導室長 「令和2年度東久留米市『学力定着度調査』」の結果を分析し、A3の紙にまとめました。資料をご覧ください。

令和2年度から新しい学習指導要領が小学校で開始され、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の新しい3観点での初めての市学力定着度調査の実施となりました。そのため小学校の調査結果について分析を行い、新しい3観点での本市における課題を明確にし、今後の授業改善を推進していきます。また、市内小・中学校に本資料を配布し小学校全体の結果を中学校にも伝え、小中連携を図っていきたいと考えています。

4月9日の第4回定例会においては全体を示しながら、今回は2年生の学力が高まっていると報告しました。資料左側の【市全体の学年別2観点度数分布について】をご覧ください。こちらは二つの観点（知識・技能と思考・判断・表現）を合計した各学年の国語と算数の度数分布において、2年生の国語と算数においては得点率が71%以上の人数が全体の3分の2ほどの人数となっています。この中で、特に2年生の得点率が高い学校に聞き取りを行ったところ、共通していましたのが、「子どもたちが落ち着いている」「授業に集中している児童が多い」と答えた学校が多かったです。

また、2年生についてさらに分析を進め、二つの観点別の度数分布を見ました。顕著に違いが見られたのが「算数」です。下のグラフをご覧ください。左側の【知識・理解】では得点率が61%以上の児童が多く、知識の定着は見られるものの、右側の【思考・判断・表現】はばらついています。左側の【知識・理解】の得点率60%以下の児童については、考えたことを表現する活動や考えをまとめるという活動を行うことによって、定着を図ることができるのではないかと考えています。なお、この2観点の傾向についてですが、4年生ではばらつきが顕著であり、6年生になって改善傾向が見られる結果でした。

続いて、右側の【市内小学校の2観点度数分布の傾向性について】をご覧ください。各学年の国語、算数、それぞれの2観点度数分布において学年や教科により偏りがありますが、本市の中では特徴的に三つの傾向性に分かれました。【山なり型】【分散型】【二極化型】と、今回の分析において独自に名称を付けてその要因を明らかにし、今後の授業改善に生かしたいと考えています。

初めに【山なり型】をご覧ください。2年生の国語の意識調査について、「主体的に学習に取り組む態度」では「学習は楽しい」よりも「授業の内容を理解できる」方が「とてもそう思う」を選択している児童が多く、「できなかったことができた」「分からないことが分かった」と、分かる楽しさを味わえる授業の実践ができていることが分かりました。しかし、このまま授業が進むと、子どもたちが「もう分かるからつまらない」となる可能性がありますので、今後は、分かる授業を継続したり、発展的な学習を実施したり、また、低学力層の子どもたちの個別支援が必要であることから、【授業改善のキーワード】として、「発展的な学習の実践」「個別の支援の手立て」としました。

続いて、【分散型】をご覧ください。6年生の算数に対する意識については「主体的に学習に取り組む態度」はよいのですが、「知識・技能」と「思考・判断・表現」に分けた度数分布によると、学校によって大きな差が見られます。知識がなかなか定着しないと、「考えが思いつかない」「うまく口で伝えることができない」などの一人ひとりに課題がある中、個別支援を行わずに、全体で画一的な授業を行っている傾向が考えられます。

現在、小学校算数では習熟度別の少人数指導を実施しています。実施する際にはレディネス・テスト、最初のテストとして単元全体の習熟度の結果によって少人数に分けて取り組んでいることが多いです。できるだけ同じ課題を抱えているグループ分けをするため、今後は単元の学習内容に応じて、例えば「知識・技能」だけで分ける習熟度別少人数指導などの工夫が必要であると考えます。そのため、【授業改善のキーワード】としては「個の課題に応じた指導」「習熟度別指導の工夫」としました。

続いて、【二極化型】をご覧ください。二極化型の傾向として、「知識・理解」よりも「思考・判断・表現」において下位層の児童がいる学校が多いことや、「主体的に学習に取り組む態度」では「主体的に取り組む」「難しい課題に取り組む」などの粘り強さがある児童がやや少ないことが分かりました。これらのことから、自分で考えたり、伝えることについて上手いかないとすぐに諦めてしまう子どもがいるのではないかと考えました。

そのため、粘り強さを高めるには、「この課題はこうすればできそうだ」という見通しを持ちやすい課題の設定や「この学習内容が分かると日常生活の中でこんなことができるようになる」など、「何ができるようになるか」を授業の中で具体的に示していく必要があると考えます。そのため【授業改善のキーワード】として「見通しが持てる課題」「学習する意義の提示」としました。

最後に、【意識調査「主体的に学習に取り組む態度」について】をご覧ください。意識調

査については学年や教科ごとに、この12項目について子どもたちに調査をしています。2年生については各項目について「とてもそう思う」「少しそう思う」「そう思わない」、この三つの中から選択すること。4年生、6年生については「とてもそう思う」「少しそう思う」「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」の四つの中から選択するような調査内容になっています。その中で、「まったくそう思わない」と否定的な子が0人という項目は各学校の中でほとんどなく、必ず何らかのところで自分は全くそう思わない0人、または一人とか二人というような現状がほとんどです。

しかし、ある1校について、4年生でこの12項目のうちから八つの項目、算数では6項目、6年生では12項目中9項目、算数6項目のところで「まったくそう思わない」が0人という、驚異的な数字を出しています。この学校に普段どのようにしているのかを聞いたところ、特別なことはしていないという校長の回答でした。さらに突っ込んで聞いたところ、「もしかしたら自尊心の強い子どもが多いのかもしれない」ということでした。この学校は普段もチャイムを鳴らさないなど、子どもたちが主体的に動くような学校環境をつくっています。本市の課題の一つである「自己肯定感を高めるため」の取り組みについて、その1校をさらに調査分析をし、今後の子どもたちの課題の改善に役立てていきたいと考えています。

○土屋教育長 これについて何かご質問等ありますでしょうか。

○宮下教育委員 この件については、私が4月の定例教育委員会で、「もう少し詳しく子どもたちの学力と意識との相関性について分析していただきたい」とお話しさせていただきましたが、このようによく分かる資料を提供していただきましたことにまずは感謝を申し上げたいと思います。

【市全体の学年別2観点度数分布について】の表を見ると、特に4年生にばらつきがあります。このばらつきが出てきた原因は、もしかしたら「知識・技能」と「思考・判断・表現」との二つの観点の違うものを総合的にトータルに集計したことによる結果ではないかと思います。と言いますのは、「知識・技能」は習得することに重点が置かれるものでし、「思考・判断・表現」は育成することに重点が置かれるものです。つまり、習得されるものと育成されるものの両方をミックスしてこのデータがつけられています。これも特色のあるデータの分析だろうと思いますが、どちらの方がプラスの要因なのか、マイナスの要因なのかという分析もまた必要だと思えます。

それを示したものが2年生をターゲットにした下の表になります。これからの東久留米市の学校教育で重要なのは、だいぶ定着が高まってきた「知識・理解」に続き、さらに「思考・判断・表現」だと思えます。未知の課題に対しての思考力、判断力、表現力を育成する課題を提供しながら授業を進めていくことが、これから求められていきます。

ですから、東京都や全国の学力調査においても、知識を見るものとそれをいかに活用するかという設問に分かれています。活用する力が問われている設問については全国的にも低い回答率ですが、本市は全国平均から比べるとさらに少し劣っている結果が出ています。

これからの授業改善には、「『知識・技能』を活用して新しい課題に対して自分たちで考えて解決していく」という活用能力の育成を図ることを重点にしていだければありがたいと思います。

私はこの資料をそのように読み取りましたが、とても分かりやすくなっているので再度感謝申し上げます。

○椿田指導室長 ご指摘ありがとうございます。お話に出ていました4年生ですが、算数を分析したところ、特に「思考・判断・表現」において、ばらつきが非常にあることが分かりま

した。その理由ですが、算数は2年生までに掛け算・九九を覚え、3年生から掛け算・九九を覚えたことを使って割り算を習ったり、小数、分数が3年生、4年生で入ってきます。

そのため、数の概念等については「この分数はこういう意味なんだ」というような、言葉で説明する機会が増えてくる教科です。【分散型】【二極化型】のところでも触れましたが、4年生でも【山なり型】から【分散型】や【二極化型】に移る学校が多くありました。そのため、3年生からさらに習熟度別の指導を行って、小グループの中で子どもたちがたくさん発言できるような学習環境を整えていくこと、また、分数を習うことによって、将来この分数の考え方はこういうときに使えるんだということを理解させるような取り組みを、4年生の時から行っていく必要があると考えています。

- 馬場教育委員 小学校の算数が習熟度別により單元ごとでグループを分けて行っているというお話ですが、以前、娘が通っていた学校のことを思い出しました。

授業がちょっと難しかったりすると、例えば、「図形の学習の時はもっと詳しく学びたい」と思った場合は、その都度、グループを替えてくれていました。準備する先生方は大変だったと思います。「ここはこうだったんだ」と理解して分かるようになり、次に、方程式の單元になったらそこは得意だから前の教室に戻るといって、とてもフレキシブルな対応をとってくれていました。

小学校の算数は4年生ぐらいから難しくなり、5年生からは応用力が必要な問題になってくるので、算数が苦手になり、中学校でも苦手になる子どもが多いと思います。たまたま自分の子どもが通った小学校や中学校ではフレキシブルな対応をとってくれており、算数や数学に関する苦手意識がなく、「分からなかったらこうすればいいんだ」と思うことができ感謝しています。そういうことが個別支援や個の課題に応じた指導ということに行き着くのだろうと、昔のことですが思い出しました。

- 椿田指導室長 ご意見ありがとうございます。本市では習熟度に分けて、単元の途中で子どもをグループに分けるという取り組みを行っています。

今のお話を聞いて、課題であると思っていることがあります。「ここが分からないからほかのグループに行きたい」と口に出してくれる子どもについては教員が把握できますが、比較的小となしい子どもの場合は、「分からない」と言えず、実は分かっていないということがあります。そういう子どもたちを教員が気づき、声をかけ、指導していくことが必要なことだと思っています。

◎教育委員報告

- 土屋教育長 日程第4、教育委員報告に入ります。「①市立西中学校ハンドボール部全国大会出場報告会について」、細田委員からお願いします。

- 細田教育委員 5月17日に、西中学校ハンドボール部の選手たちが、第16回全国中学校ハンドボール選手権大会の結果報告に市役所を訪れてくれました。女子は全国優勝、男子は全国第3位という本当に素晴らしい成績の報告でした。この結果を出すには選手たちの努力がもちろんありますが、顧問の先生方の指導力、保護者のサポート、全校生徒と全職員の応援など、全てが上手くいったからだろうと思います。選手たちには感謝の気持ちをもって、また、夏の大会に備えていただきたいと考えます。

市長もとても熱の入ったご挨拶をされていました。「東久留米市の名を全国にとどろかせてくれた」という喜びが、選手たちに向けてのお言葉の中に込められていました。緊急事態宣言の中、われわれ市民にとって、とても明るい、素晴らしいニュースだったと思います。

そのあと、花束贈呈や記念撮影がありました。この大会の結果が選手たちのこれからの人生を支える一つの大きな力になってほしいと思いました。

○土屋教育長 ありがとうございます。

続いて、「②ICT教育について」、馬場委員からお願いします。

○馬場教育委員 前回も本市のICT教育推進委員会のことや、タブレット端末のことなどの話をさせていただきました。

西東京市や新座市のタブレット端末の扱いですが、1年生から各家庭に持ち帰っていて、実際に家庭で使っているそうです。フィルタリングはかかっていると思いますが、「不適切な画像を見ないことなどを家庭で話し合っている」という資料を見せてもらいました。

持ち帰らせていないのは東久留米市なりの考えや事情があると思いますが、今後、ICT教育推進委員会ではどのように考えていこうと思われているのかを伺います。また、持ち帰らないとしても、まずは福生市のように使ってみる、文房具の一つとして。今の子どもたちが自由に使える具体策を考えてほしいという思いと、今後どのように東久留米市は考えていて、その報告はいつもらえるのかを伺います。

近隣市の方から直接資料を見せてもらったり、話を聞くことが多く、「東久留米市はいつからなの？」と聞かれることもありますので、市の考え方を伺いたいと思います。

○椿田指導室長 タブレット端末を活用することについてですが、家庭でのWi-Fi環境等の様々な事情があることから、まずは「持ち帰らずに学校で活用しよう」ということで進めています。

先日、小学校を訪れた際、プレゼンテーションソフトを使って、6年生が自分の考えを説明している場面がありました。その教員からは、「授業だけではプレゼンテーションソフトを使う時間が足りないので、家に持って帰ってその続きをやらせたい」という声もありました。今年度もICT教育推進委員会を開催しますが、今年度の一番のテーマは、タブレット端末を活用した授業や学習における各学校の取り組みを推進委員会が集約し、それを全校に広めていくことだと考えています。その中で、Wi-Fiとインターネットにつながなくても、タブレット端末を家に持ち帰って学習できる方法についても並行して検討していきます。

○馬場教育委員 ありがとうございます。資料をつくるのにはインターネットにつながってなくてもいいわけですから、ぜひそうしてほしいと思います。使用上の管理をはじめ整備しなければいけないことはたくさんあると思いますが、引き続きよろしくお願いします。

◎閉会の宣告

○土屋教育長 これをもちまして、令和3年第6回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午前10時38分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和3年7月8日

教育長 土屋 健治 (白 書)

署名委員 細田 初雄 (白 書)